

明 子 第 3 5 0 号

2024年(令和6年)2月20日

明 石 市 長 丸 谷 聡 子  
(公印省略 こども局子育て支援室子育て支援課)

## 明石市こども基金支援型清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市こども基金支援型清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置業者を公募しますので、参加を希望される方は、下記要領により応募してください。

### 記

#### 1 設置場所等の概要

##### (1) 設置場所

設置場所A：明石市中崎1丁目5番1号 議会棟1階 福祉事務所エントランス

設置場所B：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番7号 明石こどもセンター エントランス

設置場所C：明石市大明石町1丁目6番1号

パピオスあかし5階あかしこども広場内 エスカレーター南トイレ横

設置場所D：明石市大明石町1丁目6番1号

パピオスあかし5階あかしこども広場内 中高生世代交流施設内

別紙位置図参照

##### (2) 公募する自動販売機数

設置場所ごとに1台

※但し、設置場所（C）については、設置場所の都合上、自動販売機本体は下記サイズ以下とする。

（幅）1,000mm×（奥行）700mm

##### (3) 設置期間

2024年4月1日～2025年3月31日

ただし、設置業者が引き続き設置を希望し、行政財産使用許可が更新される場合は、最長5年間において設置できる。

#### 2 参加要件（応募者は、次のすべての要件に該当していること）

- (1) あかし子育て応援企業（「<https://city-akashi-kosodate.jp/ouenkigyoyou/1213.html>」を参照）として2024年2月20日時点で認定登録されていること。未認定の場合は、見積合せ実施の前日（2024年3月6日（水））までに認定申請を行い、2024年3月

3 1 日までに認定登録が完了すること。認定申請を希望する場合は、こども局子育て支援室子育て支援課（078-918-5597）へ事前に連絡すること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

- (5) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日の前日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を見積合せの前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」をうけているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

- (7) 見積合せの日の前日において、国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、落札者となった場合は、協定締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例をうけているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- (9) 上記記載のほか、明石市広告掲載基準第4条に該当しないこと。
- (10) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

### 3 設置条件

#### (1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置するとともに商品を補充し、硬貨詰まりなどの機械故障等に迅速かつ誠実に対応し管理すること。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

#### (2) 設置可能な自動販売機

ア 自動販売機及びゴミ箱が各設置場所の範囲内に収まる寸法であること(転倒防止版を含む)。各設置場所の詳細は別紙、位置図のとおり。

イ 自動販売機で販売する清涼飲料水は、アルコール類(アルコール類に準じる飲料水を

含む)を販売しないこと。

ウ 自動販売機で販売する清涼飲料水の容器は、缶、ペットボトル等の密閉式容器、またはそれに類するものとする。

エ 設置する自動販売機は、明石市の子育て支援に役立てるため売り上げの一部を明石市こども基金へ寄附する目的で設置するものであり、自動販売機のデザインはその趣旨を広報したものとする。また、そのデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

オ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で供給できること。

キ ユニバーサルデザイン型で省電力タイプの自動販売機の設置に努めること。

### (3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

### (4) 設置料（行政財産使用料）

設置料は、明石市財産条例（平成19年条例第8号）及び明石市公有財産規則（昭和50年規則第15号）に定める行政財産使用料とする。支払い方法は、請求に応じて、指定する納期限までに納入すること。

#### 【参考：議会棟1階（設置場所A）】

2023年度 設置面積 1.21㎡の場合  
行政財産使用料 月額630円

#### 【参考：明石こどもセンター（設置場所B）】

2023年度 設置面積 1.21㎡の場合  
行政財産使用料 月額1,830円

#### 【参考：エスカレーター南トイレ横（設置場所C）】

2023年度 設置面積 0.853㎡の場合  
行政財産使用料 月額3,340円

#### 【参考：中高生世代交流施設内（設置場所D）】

2023年度 設置面積 0.982㎡の場合  
行政財産使用料 月額3,840円

### (5) こども基金への寄附金

上記設置料のほか、半期ごとに期間中販売した売上合計金額に対し、決定した割合を乗じた金額を明石市こども基金（以下「基金」という。）へ寄附いただく。上記割合は最高金額をもって有効な価格の見積をおこなった者の示した割合（寄附還元率）を適用する。

### (6) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品、及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費の支払い方法は、設置料と同様とする。電気料金については設置業者の負担において、設置する自動販売機に電気量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、電気料金単価（月毎に変動）を乗じて得た額とする。

【参考：議会棟1階（設置場所A）】

電気料金単価（2023年12月）：18.51円/kwh

【参考：明石こどもセンター1階（設置場所B）】

電気料金単価（2023年12月）：13.10円/kwh

【参考：パピオスあかし5階（設置場所C, D）】

電気料金単価（2023年12月分）：13.70円/kwh

(7) 使用上の制限

ア 設置業者は、市管理施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 空缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。

ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

エ 現状を変更する場合には、市の許可を得ること。

(8) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部又は一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(9) 設置許可の取消し

市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

(10) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機（電気その他の付随するものを含む）を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、設置業者の負担において市が行う。

(11) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(12) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸しまたは担保にすることはできない。

(13) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け

出ること。

イ 設置業者は、毎月の販売数及び販売売上げを書面により報告すること。

(14) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理すること。

4 明石市こども基金支援型清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問及び回答

(1) 公募内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリによりこども局子育て支援室子育て支援課へ「明石市こども基金支援型清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問書」（指定様式）を提出してください。

2024年2月20日（火）から2024年2月27日（火）午後1時まで

FAX 078-918-6191

明石市こども局子育て支援室子育て支援課

明石市こども基金支援型清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

(2) 質問に対する回答

2024年2月29日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、2024年2月29日（木）午後1時に明石市ホームページに掲載する明石市こども基金支援型清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。また、応募する前に、設置場所の確認をしてください。

(1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。応募は設置場所ごとに封筒に分けてください。1通の封筒の中に、複数の設置場所の応募書類等を同封した場合は無効になります。

ア 応募申込書（指定様式）

イ 販売を予定する清涼飲料水の品目リスト

ウ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、自動販売機の外観カラー写真及びデザイン案（2面以上）

デザインは売上の一部を基金へ寄附する趣旨を取り入れたものとする。

エ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金の額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類

オ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

カ 国税・市税完納証明書（公告日以降に発行されたものに限る。写しでも可）

国税の納税証明書は、個人の場合にあつては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあつては、その3の3（法人税と

消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと)を提出すること。

ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要  
キ 自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する誓約書**(年額(見積金額)が200万円を超える場合に限る)**

ク 見積書(様式5-1・5-2に割印を押印すること)

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア こども局子育て支援室子育て支援課への郵便物の必着期限は、2024年3月5日(火)です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により応募書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリによりこども局子育て支援室子育て支援課へ公募型見積合せ参加確認書(指定様式)を送付してください。

FAX 078-918-6191

明石市こども局子育て支援室子育て支援課

明石市こども基金支援型清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

## 6 見積方法及び契約方法

### (1) 見積金額

見積金額は、設置場所ごとに下記による方法で積算してください。

設置場所A：議会棟

見積金額＝年間予想販売本数<sub>※1</sub>(市の設定本数：5,000本)×130円<sub>※2</sub>×1本  
当り販売価格に対する基金への寄附還元率<sub>※3</sub>(%)

設置場所B：明石こどもセンター

見積金額＝年間予想販売本数<sub>※1</sub>(市の設定本数：3,000本)×130円<sub>※2</sub>×1本  
当り販売価格に対する基金への寄附還元率<sub>※3</sub>(%)

設置場所C：エスカレーター南トイレ横

見積金額＝年間予想販売本数<sub>※1</sub>(市の設定本数：11,000本)×130円<sub>※2</sub>×1本  
当り販売価格に対する基金への寄附還元率<sub>※3</sub>(%)

設置場所D：中高生世代交流施設内

見積金額＝年間予想販売本数<sub>※1</sub>(市の設定本数：4,000本)×130円<sub>※2</sub>×1本  
当り販売価格に対する基金への寄附還元率<sub>※3</sub>(%)

※1 見積額を算出するための市の設定本数(固定)であり、見積者が想定する販売本数ではありません。

※2 1本当たりの平均単価(固定)

※3 見積者が想定する販売本数(金額)に対する寄附への還元率

行政財産使用料は含みません。別途毎月お支払いいただきます。

複数の設置場所に見積りすることは可能ですが、一つの設置場所に対して応募者が見積りできる数は一とします。

(2) 予定価格（最低基金寄附還元金額）

各設置場所における予定価格（最低基金寄附還元金額）は以下のとおりです（上記計算式にて算出）。見積にあたっては、各設置場所の予定価格（最低基金寄附還元金額）を下回らないよう注意してください。下回った場合は無効となります。

【設置場所A（議会棟）】 32,500円/年

5,000本（年間予想販売本数）×130円×5%（寄附率）=32,500円

【設置場所B（明石こどもセンター）】 19,500円/年

3,000本（年間予想販売本数）×130円×5%（寄附率）=19,500円

【設置場所C（エスカレーター南トイレ横）】 71,500円/年

11,000本（年間予想販売本数）×130円×5%（寄附率）=71,500円

【設置場所D（中高生世代交流施設内）】 26,000円/年

4,000本（年間予想販売本数）×130円×5%（寄附率）=26,000円

(3) 年間販売本数

【設置場所A（議会棟）】

2022年度実績 4,813本

2023年度 4～12月まで累計 3,213本

【設置場所B（明石こどもセンター）】

2022年度実績 2,571本

2023年度 4～12月まで累計 1,968本

【設置場所C（エスカレーター南トイレ横）】

2022年度実績 8,920本

2023年度4月～12月累計 7,583本

【設置場所D（中高生世代交流施設内）】

2022年度実績 3,146本

2023年度4月～12月累計 3,078本

上記はあくまで参考として過去の販売実績を記したものであり、売上本数を保証するものではありません。

(4) 契約は、設置場所ごとに行います。

7 設置業者選定方法

設置場所ごとに見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積をおこなった応募者を設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象とはしません。

8 見積合せ日時及び場所

日時 2024年3月7日(木) 午前11時00分(予定)

場所 明石市大明石町1丁目6番1号

パピオスあかし5階 あかしこども広場 団体活動室(予定)

9 見積合せ結果の公表

2024年3月8日(金) から明石市ホームページにおいて公表します。

10 その他

応募に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての応募書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。